

「日本電信電話株式会社等に関する法律」の在り方に関する

提 言

令和 5 年 1 2 月 5 日

自由民主党 政務調査会

【はじめに】

従前の固定電話を中心とした国民のコミュニケーションツールは、近年、めざましい技術革新を遂げてきた。携帯電話やインターネット等が急速に普及し、続いてスマートフォンなどのスマートデバイスも普及し、SNSやオンラインでのコミュニケーションも広く浸透した。これらを可能にしたのは、情報通信技術の進展、そして、地上に張り巡らされた有線・無線のネットワーク、更には非地上系、いわゆる宇宙空間を利用したネットワーク等の情報通信インフラの整備である。

クラウドコンピューティングが普及し、IoTで人とモノがつながり、更にはそこで得られたビッグデータをAIで解析するなど情報通信技術は日々刻々と進化している。通信事業者をはじめ、あらゆるベンダーがこれらの技術を使ってサービスを提供し、利用者側のニーズも高度化、多様化している。これらの要求に迅速に応え、人々にとって安心と夢と豊かさのある未来を支えるのが、先端技術の開発と情報通信インフラ基盤の整備である。

急速な情報通信環境の変化に対応すべく、わが国は、電気通信事業者による電気通信サービスの円滑な提供及び利用者利益の確保のために、電気通信事業法を1984年に制定し、以来、約40回の改正を重ねてきている。一方、同年に制定された日本電信電話株式会社法（以下「NTT法」）についても、必要に応じて改正がなされてきたが、約40年前に制定された「電話のあまねく提供」責務と「研究の推進及び成果の普及」責務は維持されたままであり、それを担保する様々な制約がNTTにのみ課されている。

元来、1984年の電気通信事業法とNTT法の制定は、「電気通信分野への民間活力の積極的な導入を謳い文句に、電気通信事業の効率化と活性化を図り、もって、電気通信分野における技術革新と日本の経済社会の発展を目指し、更には国際化の進展

に対処するとの見地から行おうとするものであった」¹とされている。

それから40年の時を経た現在、世界の情報通信事業者がその最先端の技術をもってグローバルに展開している中で、NTTのみならず、わが国の電気通信事業者には、令和4年の情報通信審議会の答申にあるように、①情報通信インフラの高度化と維持、②研究開発・ソリューション・人材育成などの情報通信産業全体の国際競争力の強化、③自由かつ信頼性の高い情報空間の構築に努めることを通じ、国富の増大に寄与することを期待する。

「戦略基盤産業」として位置付けられる情報通信産業が果たすべき役割は増している。国内の公平かつ公正な競争環境を担保すると共に、戦略的自律性の確保と戦略的不可欠性の獲得を目指し、わが国の情報通信事業者が真のグローバル企業として、世界各国の企業と競争し、成長するための環境をいかにして整えるのかという観点からNTT法等のあり方について検討し、以下提言する。

本PT²として、下記の通り、NTT法の主な条文や各事業者等から指摘された課題を含め、今後のNTT法のあり方について検討した結果、政府に対し、NTT法において速やかに撤廃可能な項目については2024年通常国会で措置し、それ以外の項目についても、2025年の通常国会を目途に電気通信事業法の改正等、関連法令に関する必要な措置を講じ次第、NTT法を廃止することを求める。

本提言は、NTT法の課題、議論の経緯、及び今後の方向性について、以下の4項目で構成する。

【NTT法の課題及び議論の経緯】

1. 研究の推進・成果の普及に関する責務
2. 電話の役務のあまねく提供（ユニバーサルサービス）に関する責務
3. NTT法第3条の「責務」（1. 及び2.）を果たすための担保措置
4. 公正な競争環境の整備

¹「電気通信事業法制の誕生—制定時の議論から—」林秀弥，総務省 情報通信政策レビュー第11号、2015 11月。

²【本PTの設置経緯】本年1月から「防衛関係費の財源検討に関する特命委員会」にて防衛力強化・防衛費増額に必要な財源、特に税制措置以外の財源の確保のあり方について党内で検討を重ね、6月に提言を取りまとめた。その中で、政府保有株式の一つであるNTT株式会社についても議論がなされ、防衛財源の捻出という視点を大きく超えて、わが国の情報通信産業の国際競争力強化の観点から、NTT法の在り方について検討を行うべきと提言したところである。

1. 研究の推進・成果の普及に関する責務

第一条（目的）

日本電信電話株式会社は、（中略）適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。

第二条（業務） 第1項第三号

電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。

第三条（責務）

会社および地域会社は、（中略）電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

○ 「研究成果の普及」に関する責務について

NTT法が制定された約40年前とは異なり、情報通信技術に関する国際競争が激しくなる中で、研究成果を一律に公開することは、グローバル競争上の優位性を毀損し、また、海外企業と共同研究開発を行う上での障害となりうる。NTTからは、共同研究開発において海外企業からパートナーリングを断られたケースがあったとの報告を受けた。

とりわけ、NTTが中心となって進めているIOWN等の新規性の高い研究開発事業は国際競争力の源泉となり得るものであり、研究成果の普及責務は、NTTの技術優位性を毀損するのみならず、わが国の経済安全保障上の問題も惹起する。そもそも研究成果のオープン・クローズは経営判断として行われるべきものであることから、本PTにてこうした研究成果の普及責務を廃止することについて異論はなかった。したがって、研究成果の普及責務は、次期（2024年）通常国会で撤廃すべきである。

○ 「研究の推進」に関する責務について

2002年の情報通信審議会の答申では、「一通信事業者に法的に研究の推進・成果普及責務を課すことは国際的に見て極めて特異な例。経営の自由を束縛することがかえって競争上の歪みを生じさせる恐れもある」とされている。そもそも研究開発の推進については、企業戦略そのものであり、法律により責務を課す性質のものではない。その上で、NTTという一企業として推進する研究開発とは別に、国家として推進すべき研究開発がある場合には、NTTやその他の研究機関への委託を考えていくべ

きとの意見やN I C T等の体制強化を図るべきとの意見があった。

研究の推進責務についても、前述の研究成果の普及責務と同様に次期（2024年）通常国会で撤廃すべきである。なお、国家戦略として位置付けられる情報通信技術の研究開発の促進等について必要な予算措置を講じていくべきことは言うまでもない。

2. 電話の役務のあまねく提供（ユニバーサルサービス）に関する責務

第三条（責務）

会社および地域会社は、（中略）電話のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与すると共に（中略）公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

○ ユニバーサルサービスの対象について

「アナログ固定電話」については、1997年に約6,300万件あった契約数が2022年末には約1,500万件まで減少している。一方で、移動系通信の契約数は、2000年に固定電話を超え、昨年末には2億件を超えるに至っている。加えて光ファイバー等の固定系ブロードバンドやIP電話の契約数も、2012年には固定電話を超えている。このように通信技術が向上し国民のニーズも変化する中で、有線かつ音声通話のアナログ固定電話だけをユニバーサルサービスとして今後も義務付ける意義は薄れているとの見方は、本P Tでも概ね共有された。

アナログ固定電話の利用が減少する中、N T Tは経営上の判断として、2015年に公衆交換電話網（固定電話網）をIP網に移行する構想を発表した。これを受けて、2017年の情報通信審議会の答申において、2025年までにIP網への移行完了を目指すこととされた。

2019年の情報通信審議会の答申において、「他者設備（携帯電話等）の活用等、提供手段の効率化を実現し、将来に亘り電話を低廉に利用できる状況を確保すること」とされたことを踏まえ、2020年には電気通信事業法及びN T T法が改正され、携帯電話等の他者設備も活用してユニバーサルサービスを提供できることとなった。

更に、2022年に電気通信事業法が改正され、ユニバーサルサービスを固定電話とブロードバンドサービスで担うこととされた（但し、サービスの提供は、一定の事由があれば拒むことが可能）。

また、最近では、静止衛星の他、イリジウムコミュニケーションズやスペースXなどが運営する低軌道衛星通信の利用も広がってきている。

こうした中、本P Tでは、固定電話やブロードバンドサービスなどの有線通信だけ

でなく、携帯電話や衛星通信（KDDIのスターリンク³、ソフトバンクのHAPSの利活用等）など、技術の進展に応じたサービス手段もユニバーサルサービスの対象として含め、提供を進めていくべきとの意見が多数示された。

したがって、ユニバーサルサービス的手段及び提供事業者を拡充するよう、電気通信事業法を改正すべきである。なお、将来的には、経済安全保障及び安全保障の観点から、わが国独自の通信衛星コンステレーションの構築を目指すべきである。このようにユニバーサルサービスの対象を多元化することは、災害や有事等の際に国民の命と暮らしを守り抜く上でも有効と考える。

○ ラストリゾート責務のあり方について

NTT法はNTT東・西に対し、アナログ固定電話のユニバーサルサービス提供責務を課しており、現時点で固定電話の整備率は95%となっている。しかし、契約数は1997年の約6,300万件をピークに減少傾向にあり、2023年3月時点で約1,500万件となっている。今後、「あまねく普及責務」に基づいて離島や僻地などの未整備地区にアナログ固定電話を整備することについては、①アナログ固定電話の利用が減少傾向にあること、②事業者の経済的負担が大きく、将来に亘ってアナログ固定電話を維持することは困難であること⁴、③メタル回線の老朽化が進展していること、④災害時における復旧に係る負担が大きいこと等の課題がある。

一方で、電気通信事業法でユニバーサルサービスとして位置付けられた固定ブロードバンドについては、光ファイバーの整備率が99.72%であり、2023年3月時点で契約件数は約4,500万件に達するが、離島等の未整備地域が未だ16万件残っている。2022年の電気通信事業法改正で第二種適格電気通信事業者（ブロードバンド提供事業者）に対しても過疎地や離島地域における赤字の一部を補填する交付金制度を創設したが、このような地域に光ファイバーを整備することを責務として規定していないことや、その責任を負う事業者が明確にされていないという課題がある。

こうした中で、固定電話や固定ブロードバンドが未整備の地域については、品質や料金水準等を考慮した上で、携帯電話や衛星通信等の無線通信もユニバーサルサービス的手段に含めた上でサービス提供を可能とするよう電気通信事業法を改正すべ

³ 既に2022年よりサービスを開始。2024年より衛星と携帯の直接通信サービスを開始予定（KDDI社記者発表）。

⁴ 電気通信事業法第107条で固定電話のユニバーサルサービス維持のための交付金の規定はあるものの、例えば2021年度はNTT東西合計で524億円の赤字で、その交付金（補填額）は64億円に過ぎない

きである。

その場合、NTT東・西に加え、固定ブロードバンドサービス、携帯電話及び衛星通信を提供する主たる事業者（例えば、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）をユニバーサルサービスの提供主体とし、「業界全体として」ユニバーサルサービスを担うことを法定すると共に、サービス提供者が不在の地域については、国が適切な事業者を指定することができる仕組みとし、退出規制を設けるべきである。

以上の点について、2025年通常国会を目途に電気通信事業法を改正し、同時に、NTT法第3条の「電話のあまねく提供」責務を撤廃すべきである。なお、アナログ回線を利用している緊急電話や公衆電話については、必要な措置を講ずること。

3. NTT法第3条で規定する「責務」を果たすための担保措置

NTT法においては、主に1. 及び2. で述べた第3条に規定する責務を果たすための担保措置として、①政府による1/3以上の株式保有義務（第4条）、②外国人等議決権割合を1/3未満にすること（いわゆる外資総量規制）（第6条）、③外国人役員規制（第10条）、④役員選解任、定款変更、事業計画等の認可（第10～12条）などが規定されている。

これらの担保措置については、「研究の推進、成果の普及」や「ユニバーサルサービス提供」の責務が撤廃されれば、基本的には不要となる措置ではあるが、本PTでの議論も含め、各担保措置に関する現状と課題を以下に記す。

○ 政府による1/3以上の株式保有義務について

第四条第1項

政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

NTT法第4条の政府による株式保有義務は、電話のあまねく提供責務、及び研究推進・成果普及責務のための担保措置の一つと位置付けられている。

本条については、2002年の情報通信審議会の答申で、「NTTの資金調達柔軟性確保や経営の透明性、政府からの独立性確保の観点から、政府保有義務は撤廃する方向で検討することが望ましい。ユニバーサルサービスや研究成果普及等を見直すのであれば、政府が株を保有する必要性は低下」とされている。

2023年9月の情報通信審議会における関係事業者ヒアリングでは、「株式の保有義務やユニバーサル責務・研究開発の責務が見直されるのであれば、（中略）各種認可

事項も不要になるものとする。効率的かつ機動的な事業運営を実現するため（中略）見直してもらいたい」、「外資規制や株式の政府保有義務は、（中略）「特別な資産」の公共性や安定的提供の観点から規定されるもの（略）」、「経済安全保障の観点からも政府保有株の売却は慎重に議論されるべき」との意見があった。

以上を踏まえ、政府による株式保有義務については、電話のあまねく普及義務、及び研究推進・成果普及義務等のための担保措置であることから、既に記載の通り、ユニバーサルサービス提供義務について電気通信事業法を改正する（同時にNTT法における義務は撤廃する）際に、株式保有義務も撤廃すべきである。

ただし、政府による1/3以上の株式保有義務を撤廃しても、政府保有株式の売却の是非については、NTT東西の有する「特別な資産」の公共性や経済安全保障の観点も踏まえ、別途政策的な判断に委ねるのが妥当である⁵。したがって、政府が株式を売却することなく保有し続け、株主としての権利を行使することも可能と考えられる⁶。

仮に株式を売却する場合には、市場に与える影響を勘案した手法を選択すべきである。例えば、NTTは1999年以降、ほぼ毎年自社株購入を続けており、2022年時点で5.3兆円の自社株購入をしていることから、現在約5兆円相当の政府保有株式についても一般公開することなく毎年一定数の自社株購入を継続することも可能である。

売却収入の用途については、主に、情報通信分野の研究開発、通信インフラの整備・維持、わが国情報通信企業の国際展開等（国際標準の形成を含む）の支援に充てることが望ましい。

また、黄金株の保有についての指摘もあった。しかし、既上場の企業に対する黄金株の導入は、既存株主の権利毀損をもたらし、株価下落を惹起し得るため、既上場企業への黄金株発行は東京証券取引所でも原則上場廃止の扱いとなっていることに鑑みれば、適当ではない。

⁵ 主要諸外国（米・英・仏・独・加）においては、政府による株式保有義務は定められていないが、政策判断として、仏政府はオランジュ株を13.4%、独政府はドイツテレコム株を13.8%保有している。

⁶ 従来、NTT株式から得られる配当金収入は、新産業の創出、ビジネスの新陳代謝の促進、日本企業の海外展開といった課題に対応するために活用されており、直近では、スタートアップを含む民間企業に対するリスクマネーの供給や、天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源の安定的供給に取り組む企業への支援等を行っている。

○ 外国人等議決権割合（1／3未満）について

第六条

会社は、その株式を取得した（中略）第一号から第三号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合（中略）が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

- 一. 日本国籍を有しない人
- 二. 外国政府又はその代表者
- 三. 外国の法人または団体
- 四. 前三号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

（NTT法による外資総量規制の経緯）

NTT法では外国人等の議決権割合を1／3未満にするとした総量規制が規定されている⁷。当該規制は1997年のWTOの自由化約束の際に、諸外国との交渉過程において、わが国は、第一種電気通信事業者（NTT、KDDを除く⁸）について、無線局も含め一切の直接・間接の外資総量規制の撤廃を提案するなど交渉の成功に向けて「積極的に」貢献したとされている。このWTOの自由化約束により、わが国ではそれまで電気通信事業法に規定していた外資総量規制を1998年に撤廃した上で、NTT法にその外資総量規制を留保し、2001年に1／3未満まで引き上げられ、現在に至っている。なお、電気通信事業者全体に対しては、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」）による外資規制（いわゆる個別審査）がなされている。

他方、諸外国の対応は、わが国とは必ずしも軌を一にしていない。とりわけ米国は、WTOの交渉においても無線局を利用する通信事業者に対する外資総量規制を維持し、衛星通信についてもアクセス制限を付した上で、現在は通信法（「事業法」）と外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA。「外為法」）の双方で外資規制を行っている⁹。

⁷同様の規制を設けているのは、他に航空法、電波法・放送法、貨物利用運送事業法、鉱業法、船舶法がある。

⁸ NTTとKDDにのみ20%の外資規制を維持

⁹ アメリカの事業法では、無線でのワイヤレス通信や携帯電話のサービスを提供するための免許取得に関して外資出資比率20%等の規制を課している。通信法を所管する連邦通信委員会に申請することとさ

なお、米国、韓国、カナダはいわゆる「事業法」において総量規制を課す一方、イギリス、フランス、ドイツは総量規制自体を撤廃し、「外為法」のみで対応している。「会社法」という特殊な形で総量規制を行っているのはオーストラリアと日本とされている。

こうした中で、2002年の情報通信審議会の答申が、外資規制について、「一律に総量を規制するという伝統的アプローチから、国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある外国投資をケース・バイ・ケースでチェックするという個別アプローチに全体として移行していくことが国際社会全体の潮流となっており、わが国も基本的に同じ方向を目指すべき」としていることは傾聴に値する。

本PTにおいては、外資規制のあり方について、大きく分けて①「総量規制を維持し、個別審査（外為法等）と両方で対応する」意見と、②「総量規制を廃止して個別審査（外為法等）の補強で対応する」意見の2つに分かれた。

（総量規制の維持）

総量規制については、①NTTが特別な資産（線路敷設基盤等）を保有していることに鑑み、外為法のみでは十分な規制が期待できず、総量規制を維持すべきとの意見、②NTTのみに総量規制がかけられているが、外資規制はその他の主要な電気通信事業者も同じにすべきとの意見があった。

電気通信事業法に総量規制を導入することは、NTT以外の電気通信事業者も対象になることから改めて国際交渉が必要になることに留意する必要がある。NTTに限定した導入については検討の余地がある。

（外為法等の個別審査）

一方、上記答申に則り、総量規制は撤廃すべきであり、現行の外為法の補強や、電気通信事業法に外資規制を導入して対応すべきとの強い意見があった。

具体的には、①外為法のコア業種である通信業に対する免除規定を見直すべきとの意見、②通信業のみならず、基幹インフラ全体を対象に外資規制の枠組みを進化させるべきとの意見があった。なお、外為法の補強等については、海外から日本への投資機運にも配慮すべきとの意見などもあった。

本PTとしては、これらの意見を踏まえつつ、わが国への投資促進と経済安全保

れているが、同時にエクソフプロリオ条項の対象となり、結果として外為法の審査を行う対米外国投資委員会（CFIUS）が審査することになっている。

障上の要請との均衡を図ることが大切だと考える。その際、昨年末に閣議決定された国家安全保障戦略において「投資審査の更なる強化について具体的な検討を進める」とされたように、現下で厳しさを増す国際情勢に鑑み、現行の投資審査のあり方については改善が望まれる点があることに留意すべきである。例えば、現行の外為法では、いわゆる「コア業種」であっても、①取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない、②取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない、といった「上乘せ基準」を遵守していると投資家自身が判断すれば、事前届出を免除される仕組みとなっている点や、それに伴う事後報告についても課題が内在するとの指摘がある。

以上を踏まえ、本P Tとしては、政府に対し、下記の方向性の中で外資規制のあり方を検討し、早急に結論を得ることを求める。

(1) 現行の外為法による投資審査を補強していく観点からは、例えば、情報通信産業を含めた基幹インフラなどについて、特に国民生活に与える影響が大きい、限られた事業者（「コア業種中のコア事業者」）を対象として審査を補強すること（法改正は不要）¹⁰を目標として検討を開始すること。

(2) 今後の社会のDX化に鑑み、情報通信産業は他産業の基盤として位置づけられることから、(1)の検討過程において、まずは主要な電気通信事業者（NTTを含め、2.のユニバーサルサービスを担うとされる事業者）を対象を限定した外資規制の補強を外為法や電気通信事業法などの枠組みの中で検討すること。

(3) NTTのみに対する総量規制は撤廃することが妥当ではあるが、(2)の検討の結果として、電気通信事業法を含め、NTT法廃止時の関連法案の附則等において、当該規制を残す選択肢を完全に排除するものではない。

○ 外国人役員規制について

第十条

日本の国籍を有しない人は、会社及び地域会社の取締役又は監査役となることができない。（後略）

わが国の情報通信産業の国際競争力を強化する上で、事業のグローバル化を進めていくことは必須である。NTTについては、既にグループ従業員の内、約半数が

¹⁰ 例えば、経済安全保障推進法における「特定社会基盤事業者」に該当する事業者などを念頭に、「コア中のコア」の企業を指定し、上乘せ基準に基づく事前届出免除を撤廃することも一案ではないか。

外国人である中で、外国人役員の登用ができない現状が続けば、国際競争力の向上にネガティブな影響を招くことは必至であるとの見解を本P Tで共有した。

したがって、外国人役員の登用が可能となるよう、N T T法の当該規制を撤廃すべきである。但し、登用の要件等については経済安全保障上の観点等からも早急に検討し、必要あれば、N T T法廃止後も適切な措置を当分の間講じることも考えられる。

○ 役員選解任、定款変更等の各種認可事項について

第十条（取締役及び監査役）

（前略）

会社の取締役又は監査役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十一条（定款の変更等）

会社及び地域会社の定款の変更、合併、分割及び解散の決議並びに会社の剰余金の処分（損失の処理を除く。）の決議は総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十二条（事業計画）

会社及び地域会社は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

そもそも総務大臣の認可がなければ株主総会の決議事項が効力を生じないとする規定は、会社法第295条に規定する株主総会の権限との関係で慎重に捉えるべき性質を内在している。その上で、これらの認可事項については、主にN T T法に規定する二つの責務の担保措置であることから、既に記載の通り、ユニバーサルサービス提供責務について電気通信事業法の改正を行う（同時にN T T法における責務は撤廃する）際に、当該認可規定も撤廃すべきである。なお、これらは、政府が株主としての権利を行使すること自体を妨げるものではない。

また、N T T法上の事業計画の認可は「N T Tが担うべき業務や責務について適切な遂行・履行を確保するため」とされてきたことに鑑み、電気通信事業法の改正により新たに規定される、ユニバーサルサービス提供責任主体（N T Tを含めた主要事業者）に対して事業計画の提出を求めることができるといった監督のあり方を規定することは考えられる。

4. 公正な競争環境の整備

(NTT東西の業務範囲について)

第一条

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は地域電気通信事業を経営する株式会社とする。

第二条

第3項

地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

第一号（中略）都道府県の区域において行う地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務（略））

第5項

地域電気通信業務は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。

NTT再編時は、固定電話回線を独占的に保有するNTT東・西が県間通話や国際通話を一体的に行うと公正な競争が阻害されるという理由により、NTT東・西の業務は県内通話とし、かつ自己設置設備により行う旨規定された。

しかし、これまで述べてきたように、ユニバーサルサービスにブロードバンドが位置付けられ、来年にはNTT東・西の電話網がIP網に全面移行するのに伴い、県内通話でさえ、東京や大阪のルーターを経由しなければならなくなることから、県内通信と県間通信を区別する業務範囲規制は意味を失う。

また、他の事業者が設備の共用により効率化を進める中、NTT東・西は自己設置設備を使用しなければならないが、地域によっては、NTT東・西の回線シェアが50%を下回る県もある。

情報通信技術が進展し、市場環境も変化する中、NTT法第二条におけるNTT東・西の業務範囲に関する規定は現実から大きく乖離し、こうした点においては、公平な競争環境が担保されているとは言い難い。

他方、NTT法が廃止されると、NTT東・西とドコモ等との合併・統合やNTT東・西による移動通信事業への進出等により、公正な競争環境が損なわれるのではないかという懸念が複数の事業者から示された。この点、NTT自身は統合する考えはないと明言してはいるが、法的な担保として、電気通信事業法において上記統合等の禁止を措置することも検討すべきである。

以上の点において、電気通信事業法において必要な規定を盛り込み、NTT法における規定は撤廃すべきである。

(通信インフラについて)

NTT東・西が保有する通信設備のあり方について多くの意見があった。

NTT東・西は、1985年に電電公社から承継した電柱・局舎・管路・とう道などの設備（線路敷設基盤）を公共性、公益性の観点から他事業者にも供用しつつ、技術革新にも取り組み、世界最高水準の家庭向けデータ通信サービス環境を構築してきたとされる。特に、今後5Gやビヨンド5Gの大容量ネットワークのベースとなる光ファイバー網はこの基盤上に構築されているが、今後は更に拡大していく必要がある。

現在、電気通信事業法第33条は業務区域の回線数シェアに基づき、NTT東・西に電話設備及び光ファイバー設備の提供義務を課し、公正な競争環境を担保している。

本PTでは、①NTT法を廃止すると、NTT東・西とNTTドコモ等が統合することで公益性の高い情報通信基盤の利用の公平性が保てなくなるのではないかと懸念から、NTT法の下で、引き続きNTTが維持すべきとの意見、②NTT法を廃止するのであれば、公共性が高いとされる情報通信基盤を国有化した上で運営を事業者へ委託すべきとの意見、或いは③資本分離すべきとの意見が示された。また、④NTT法を廃止すべきとしつつも、インフラ部門だけを切り離した場合、設備の構築・維持管理だけを行う事業体となり、事業の効率化や技術革新のインセンティブが働かなくなるとの懸念から、現状を維持すべきとの意見も示された。

まず、NTT東・西とドコモ等の統合の禁止については、既述の通り、電気通信事業法の改正で手当すべく検討を行うべきである。

その上で、基盤インフラの所有等のあり方については、経済安全保障上の視点も踏まえつつ、現状のままNTTの資産として運営する方法や、国有化して事業者へ運営を移管する方法を含め、今後早急に検討し、結論を出すことを政府に求める。

【総括】

上記4項目に関し、わが国の情報通信産業の国際競争力の強化、公平かつ公正な競争環境の確保、時代に応じたユニバーサルサービスの提供、及び経済安全保障の強化等、様々な観点から、各事業者等から提起された課題も含めて検討した結果、以下の措置を段階的かつ迅速に講ずることを政府に求める。なお、具体的な制度設計については、本PTの検討の経緯も踏まえ、政府における更なる検討を期待するとともに、自民党としても、本PT、情報通信戦略調査会及び総務部会が緊密に連携しつつ、進捗状況をフォローアップしていくこととする。

第1ステップ 2024年の通常国会で対応

○ NTT法の改正

- ・ 研究推進・成果普及に関する責務の撤廃 など
- ・ 2025年の通常国会を目途に、所要の法改正等の措置（経過措置等を含む）を講じ次第、NTT法を廃止するための措置を講ずる旨を附則に明記

第2ステップ 2025年の通常国会を目途に対応

○ 電気通信事業法の改正

- ・ ユニバーサルサービス的手段や提供主体の拡充、ラストリゾート責務の規定、退出規制
- ・ 外国人役員登用の要件
- ・ NTT東・西の業務範囲の規律（ドコモとの統合禁止等を含む）
- ・ 線路敷設基盤等の通信インフラの責任主体（現状からの変更がある場合）
- ・ 外資規制の補強（外為法令で行わない場合） など

○ 外為法令の改正等

- ・ 外資規制の補強 など

○ 所要の法改正等の措置を講じ次第、NTT法の廃止

- ・ 電話のユニバーサルサービス提供責務の撤廃
- ・ 政府による株式保有義務の撤廃
- ・ 外国人役員規制の撤廃
- ・ 外資総量規制の撤廃
- ・ 各種認可事項の撤廃 など

（以 上）

NTT 法の在り方に関する検討 PT 開催実績

8月22日 PT 役員会①

8月31日 平場①「政府側の今後の対応について」

9月7日 平場②「情報通信産業の国際競争力強化について」

須藤 修 中央大学国際情報学部 教授

船橋 洋一 国際文化会館 グローバル・カウンシル チェアマン

10月6日 平場③「情報通信産業における外資規制について」

鈴木 一人 東京大学公共政策大学院 教授

細川 昌彦 明星大学経営学部 教授

10月13日 平場④「情報通信分野における官民関係の在り方」

林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科 教授

金丸 恭文 フューチャー株式会社社会長兼社長

10月19日 平場⑤「事業者ヒアリング」

NTT、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル

11月16日 役員会②（情報通信戦略調査会との合同）「論点および提言案」

11月22日 役員会③（情報通信戦略調査会との合同）「論点および提言案」

12月1日 平場⑥提言とりまとめ